

訪問看護ステーション 料金一覧表

★介護保険 訪問看護(天理市・橿原市)

＜要介護1～5＞

令和元年10月1日改定分

☆地域区分別単価(7級地 10.21円)で計算した金額です。

【基本料金】

サービス提供区分	訪問者の種類	単位数	利用料金	自己負担金額		
				1割負担	2割負担	3割負担

＜看護師・准看護師による訪問の場合＞

提供時間帯 昼間(8時～18時)						
20分未満	看護師による場合	312単位	3,186円	319円	638円	956円
	准看護師による場合	281単位	2,869円	287円	574円	861円
20分以上30分未満	看護師による場合	469単位	4,788円	479円	958円	1,437円
	准看護師による場合	422単位	4,309円	431円	862円	1,293円
30分以上1時間未満	看護師による場合	819単位	8,362円	837円	1,673円	2,509円
	准看護師による場合	737単位	7,525円	753円	1,505円	2,258円
1時間以上 1時間30分未満	看護師による場合	1,122単位	11,456円	1,146円	2,292円	3,437円
	准看護師による場合	1,010単位	10,312円	1,032円	2,063円	3,094円

提供時間帯 早朝(6時～8時)、夜間(18時～22時)						
20分未満	看護師による場合	390単位	3,982円	399円	797円	1,195円
	准看護師による場合	351単位	3,584円	359円	717円	1,076円
20分以上30分未満	看護師による場合	586単位	5,983円	599円	1,197円	1,795円
	准看護師による場合	528単位	5,391円	540円	1,079円	1,618円
30分以上1時間未満	看護師による場合	1,024単位	10,455円	1,046円	2,091円	3,137円
	准看護師による場合	921単位	9,403円	941円	1,881円	2,821円
1時間以上 1時間30分未満	看護師による場合	1,403単位	14,325円	1,433円	2,865円	4,298円
	准看護師による場合	1,263単位	12,895円	1,290円	2,579円	3,869円

提供時間帯 深夜(22時～6時)						
20分未満	看護師による場合	468単位	4,778円	478円	956円	1,434円
	准看護師による場合	422単位	4,309円	431円	862円	1,293円
20分以上30分未満	看護師による場合	704単位	7,188円	719円	1,438円	2,157円
	准看護師による場合	633単位	6,463円	647円	1,293円	1,939円
30分以上1時間未満	看護師による場合	1,229単位	12,548円	1,255円	2,510円	3,765円
	准看護師による場合	1,106単位	11,292円	1,130円	2,259円	3,388円
1時間以上 1時間30分未満	看護師による場合	1,683単位	17,183円	1,719円	3,437円	5,155円
	准看護師による場合	1,515単位	15,468円	1,547円	3,094円	4,641円

＜理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による訪問の場合＞

サービス提供区分	訪問者の種類	単位数	利用料金	自己負担金額		
				2割負担	3割負担	
1日に2回までの場合	昼間(8時～18時)	297単位	3,032円	304円	607円	910円
	早朝・夜間(※)	371単位	3,788円	379円	758円	1,137円
	深夜(22時～6時)	446単位	4,554円	456円	911円	1,367円
1日に2回を超え行う場合	昼間(8時～18時)	267単位	2,726円	273円	546円	818円
	早朝・夜間(※)	334単位	3,410円	341円	682円	1,023円
	深夜(22時～6時)	401単位	4,094円	410円	819円	1,229円

(※) 早朝…6時～8時、夜間…18時～22時

【加算料金】

加算名称	査定回数等	単位数	利用料金	自己負担金額		
				1割負担	2割負担	3割負担
イ. 複数名訪問看護加算 (1回当たり)	30分未満	254単位	2,593円	260円	519円	778円
	30分以上	402単位	4,104円	411円	821円	1,232円
ロ. 長時間訪問看護加算	1回当たり	300単位	3,063円	307円	613円	919円
ハ. 緊急時訪問看護加算	1月につき	574単位	5,861円	587円	1,173円	1,759円
ニA. 特別管理加算(Ⅰ)	1月につき	500単位	5,105円	511円	1,021円	1,532円
ニB. 特別管理加算(Ⅱ)	1月につき	250単位	2,553円	256円	511円	766円
ホ. 初回加算	初回のみ	300単位	3,063円	307円	613円	919円
ヘ. 退院時共同指導加算	1回、特別管理2回	600単位	6,126円	613円	1,226円	1,838円
ト. ターミナルケア加算	死亡月に1回	2,000単位	20,420円	2,042円	4,084円	6,126円

- イ. 複数名訪問看護加算…二人の看護師等(両名とも保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士であることを要する)が同時に訪問看護を行う場合(利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合等)に加算します。
- ロ. 長時間訪問看護加算…特別管理加算の対象者に対して、1回の時間が1時間30分を超える訪問看護を行った場合、訪問看護の所定サービス費(1時間以上1時間30分未満)に加算します。
- ハ. 緊急時訪問看護加算…利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して24時間連絡体制にあって、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う場合に加算します。なお、同意書面は別添のとおりです。
- ニ. 特別管理加算…指定訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者(別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限り、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合)に加算します。なお、「別に厚生労働大臣が定める状態にあるもの」とは次のとおりです。
- ①在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態
 - ②在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
 - ③人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
 - ④真皮を超える褥瘡の状態
 - ⑤点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態
- ※特別管理加算(Ⅰ)は①に、特別管理加算(Ⅱ)は②～⑤に該当する利用者に対して訪問看護を行った場合に加算します。
- ホ. 初回加算…新規に訪問看護計画を作成した利用者に対し、訪問看護を提供した場合に加算します。また退院時共同指導加算を算定する場合は算定しません。
- ヘ. 退院時共同指導加算…入院中又は入所中の者が退院又は退所するにあたり、主治医等と連携し在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した後に初回の指定訪問看護を行った場合に加算します。また初回加算を算定する場合は算定しません。
- ト. ターミナルケア加算…在宅で死亡された利用者について、利用者又はその家族等の同意を得て、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日(末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものは1日)以上ターミナルケアを行った場合(ターミナルケアを行った後、24時間以内にご自宅以外で死亡された場合を含む。)に加算します。

令和元年 月 日 事業所名() 説明者()

サービス利用者の氏名()

消費税増税に伴う基本サービス料金の改定についての説明を受けました。

説明を受けた方() (本人・家族・代理人)

㊞